

パイプライン等を含めた水素供給体制 に係る法制度と課題（試論）

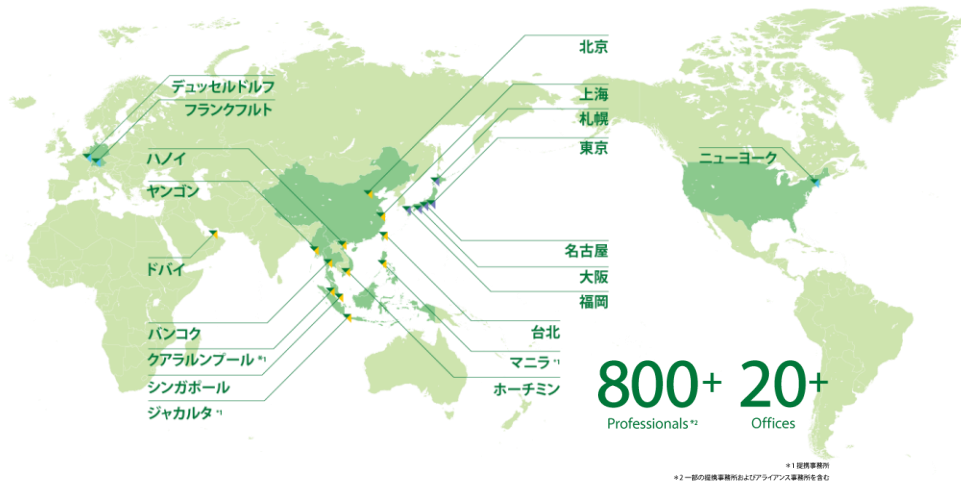
2023年12月

西村あさひ法律事務所・外国法共同事業
パートナー弁護士 松平 定之

事務所及び弁護士のご紹介

事務所のご紹介

当事務所は、1966年に東京で設立された法律事務所をルーツを持ち、全世界20拠点と、800名を超えるプロフェッショナルを有する日本最大級の国際総合法律事務所です。答えや前例のない難題に挑みながら、国・分野を問わずクライアントの幅広いニーズに対応可能な多様性に 富んだ強固な組織体制を整えております。



Our Philosophy

当事務所では、「法の支配」を礎とする豊かで公正な社会を実現することを基本使命としております。案件業務を通じてのリーガルサービスの向上はもとより、西村高等法務研究所の創設やアカデミック機関での講義活動を行うなど、法律実務発展におけるリーダーとして社会に貢献していくことを目指しております。

弁護士のご紹介



松平 定之

Sadayuki Matsudaira

パートナー | 東京
弁護士・ニューヨーク州弁護士

エネルギー分野における国内外のプロジェクト、M&A、新規事業など多様な案件について、豊富な経験に基づきクライアントをサポートする。エネルギーの上流から下流まで一連のサプライチェーンに関連する法制度・実務慣行について造詣が深く、クライアントが目指す事業・取引の実現のための最適なリーガル・ソリューションを見出すことに尽力する。

水素事業についても、資源エネルギー庁の委託に基づき国内外における水素バリューチェーン構築に際しての規制体制等に関する調査を実施し、2022年から2023年にかけて経済産業省の水素保安戦略策定に係る検討会の委員を務めたほか、関連する規制・制度、事業について法的助言を提供している。

水素事業に関する適用法令に関する課題（試論）

■ いかなる事業規制が適正か

- 供給の安定性（供給命令、供給能力確保義務等）
- ネットワークの中立性（託送義務の有無、受入・貯蔵・気化設備への第三者アクセス等）
- 需要家の保護（供給条件の説明、書面交付、苦情処理等）

■ いかなる保安規制が適正か

- 水素の特性（非常に軽く拡散しやすいこと、燃焼・爆発しやすいこと、材料の脆化を招くこと等）に応じた保安規制
- 統一性・一貫性（サプライチェーンの各段階、地域毎、各プラントの発展段階等におけるばらつきをできるだけ抑制する）
- 事業者にとっての分かりやすさ

■ 現行においては、高圧ガス保安法、ガス事業法、電気事業法等が場面に応じて適用される。

- 特にパイプライン、水素製造設備について、適用法令の分かりにくさがある。
- 低圧水素などについて、規制の空白域が存在。
- 都道府県を越えるプロジェクトにおける許認可主体の統一性

※ 詳細については、資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギーシステム課 水素・燃料電池戦略室の委託に基づき当職らが作成した「受託調査報告書 令和3年度エネルギー需給構造高度化対策に関する調査等事業（国内外における水素バリューチェーン構築に際しての規制体制等に関する調査）」を参照されたい。

https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2021FY/000336.pdf

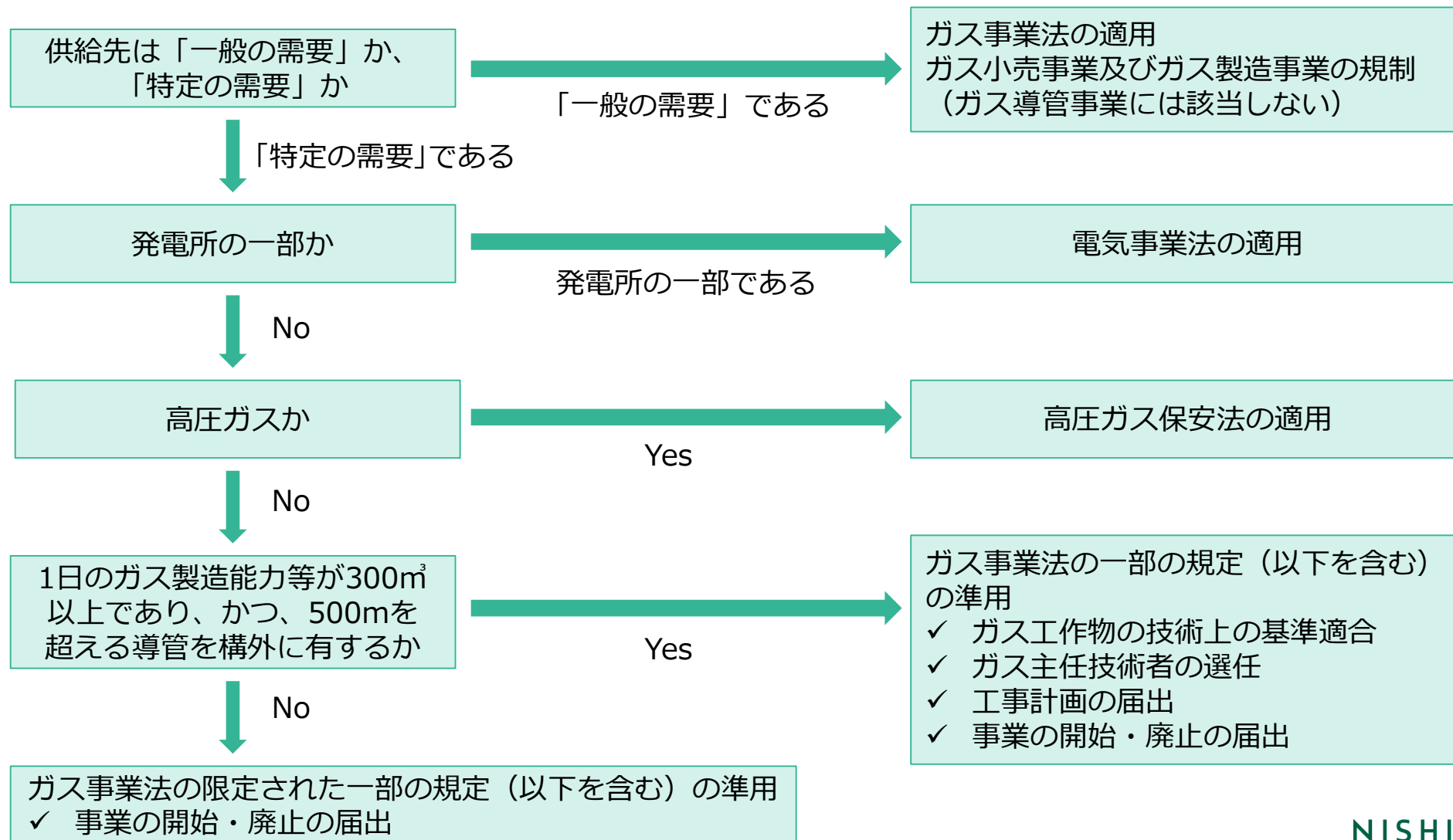
現行における関連法の概括的整理

- 長期的な水素利活用の発展を見据えた、統合的な規制体系の検討が望ましいのではないか。

	高圧ガス保安法	ガス事業法	電気事業法
適用対象	高圧の水素 (製造、貯蔵、販売、輸入、移動、消費、廃棄)	導管を通じた水素の供給 (小売供給、製造)	発電事業等における水素の利用
許認可の主な主体	都道府県知事	経済産業大臣	経済産業大臣
第三者アクセスルール	無し	液化水素貯蔵・気化施設についてあり得る 水素導管について無し	水素について無し
安定供給規制	無し	有り	有り
需要家保護	保安について有り	有り	有り
付臭	不要	原則として必要	原則として必要
法定検査頻度	1年に1回	設備によるが導管等について25か月に1回	設備によるが例えば火力発電所のボイラー設備は2年に1回
型式承認等	容器について有り	ガス用品について有り	電気用品について電気用品安全法に定め有り
関連機関	高圧ガス保安協会 (その他各種指定機関)	日本ガス機器検査協会 高圧ガス保安協会など	登録安全管理審査機関 (複数) など
公益特権	公益特権の定め無し	公益特権の定め有り	公益特権の定め有り

水素事業（パイプライン供給）への適用法令

- 「一般の需要」か「特定の需要」かなど、個々のプロジェクトにおいて、必ずしも明確でない基準（また、一連の設備の上流と下流／開発のステージで変わりうる基準）で適用法令が異なるおそれがある。



参考条文（抄）等（適用法令関連）

■ 「一般の需要」とは

「一般」とは、不特定多数をいうが、何をもって不特定といい、多数というかは、社会通念上決せられるべき性質のものであり、ガスを最終的に使用する者は原則としてこれに当たる。ただし、ガスを最終的に使用する者に対する供給であっても、例えば、自己の社宅に対する供給のように自家消費と同等のものとみなし得る場合や、自己の子会社に対する供給のように供給者と使用者との間に密接な関係があるような場合については、その供給はその特別の関係に基づいて行われるものであるから、不特定多数に対する供給とはならない。「不特定」とは将来における不特定性に着目しているものであり、現在の使用者が特定されていたとしても、潜在する需要が将来顕在化したときに供給することも「不特定」となり得る。ガスの供給が現在存在している使用者に対してのみなされるのではなく、一定の地点現在存在している使用者に対してのみでなく、潜在する需要に対しても、それが将来顕在化したときに供給する場合には、「一般の需要」になり得る。（経済産業省『ガス事業法の解説』 6～7 頁）

▷ ガス事業法175条

高圧ガス保安法中高圧ガスの製造又は販売の事業及び高圧ガスの製造又は販売のための施設に関する規定は、ガス事業及びガス工作物については、適用しない。

▷ 高圧ガス保安法第3条

この法律の規定は、次の各号に掲げる高圧ガスについては、適用しない。

(6) 電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第十八号の電気工作物（政令で定めるものに限る。）内における高圧ガス

▷ ガス事業法105条

第二十一条第一項及び第二項、第二十五条、第三十条第二項、第三十一条並びに第三十二条（第六項を除く。）の規定は、政令で定めるところにより、ガス事業以外のガスを供給する事業又は自ら製造したガスを使用する事業（これらの事業について・・・高圧ガス保安法・・・、電気事業法・・・の適用を受ける場合にあつては、これらの法律の適用を受ける範囲に属するものを除く。）を行う者（以下「準用事業者」という。）に関し準用する。

関連条文（抄）（適用法令関連）

▷ ガス事業法

（公共用の土地の使用）

第百六十六条 ガス事業者又は卸ガス事業（ガス小売事業者に対して導管によりガスを供給する事業をいう。以下この項において同じ。）を営む者（以下この条において「ガス事業者等」という。）は、そのガス事業又は卸ガス事業の用に供するため、道路、橋、溝、河川、堤防その他公共の用に供せられる土地の地上又は地中に導管を設置する必要があるときは、その効用を妨げない限度において、その管理者の許可を受けて、これを使用することができる。

▷ ガス工作物の技術上の基準を定める省令

（付臭措置）

第二十二條 ガスの使用者及びガスを供給する事業を営む者に供給されるガス（ガスを供給する事業を営む者に供給されるものにあつては、低圧により供給されるものに限る。）は、容易に臭気によるガスの感知ができるように、付臭されていなければならない。ただし、準用事業者がその事業の用に供するもの、中圧以上のガス圧力により行う大口供給の用に供するもの、適切な漏えい検知装置が適切な方法により設置されているもの（低圧により行う大口供給の用に供するもの及びガスを供給する事業を営む他の者に供給するものに限る。）及びガスの空気中の混合容積比率が千分の一である場合に臭気の有無が感知できるものにあつては、この限りでない。

既設都市ガス導管の利用について

- 「一般ガス導管事業」及び「特定ガス導管事業」のいずれについても、メタンを主成分とし、一定の熱量（原則として十二A又は十三A）を有することが前提とされている。
- 一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者は、託送供給約款において、託送供給を行うことができるガスの熱量等の範囲に関する事項を定めること、及び熱量の測定を行うことが求められている。
- これを受けて、一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者は、託送供給約款において、受け入れるガスの標準熱量等に関するルールを定めている。
- よって、現状において、一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者は、かかる熱量に関する要件を満たさない水素ガスを受け入れる義務を負っていない。
- 今後の検討にあたっては以下の点が重要ではないか。
 - ▷ 既存ガス導管をどのように利用するか（水素専用導管か、都市ガス又は天然ガスに混ぜる形か、メタネーションか）
 - ▷ 安全性の確認（消費側の安全性・消費機器の対応可能性を含む）
 - ▷ 託送義務の対象とするか。託送料金計算の原価に含めるか。

関連条文（抄）（既設都市ガス導管の利用関連）

▷ ガス事業法

第二条（定義）

5項 この法律において「一般ガス導管事業」とは、自らが維持し、及び運用する導管によりその供給区域において託送供給を行う事業（ガス製造事業に該当する部分及び経済産業省令で定める要件に該当する導管により供給するものを除く。）をいい、当該導管によりその供給区域における一般の需要（ガス小売事業者から小売供給を受けているものを除く。）に応ずるガスの供給を保障するための小売供給（以下「最終保障供給」という。）を行う事業（ガス製造事業に該当する部分を除く。）を含むものとする。

7項 この法律において「特定ガス導管事業」とは、自らが維持し、及び運用する導管により特定の供給地点において託送供給を行う事業（ガス製造事業に該当する部分及び経済産業省令で定める要件に該当する導管により供給するものを除く。）をいう。

▷ ガス事業法施行令

（一般ガス導管事業に該当しない導管の要件）

第三条 法第二条第五項の経済産業省令で定める要件に該当する導管は、次に掲げる導管とする。

- 一 十二A及び十三Aのガスグループ以外のガスグループに属するガスを供給する導管
- 二 特定ガス発生設備において発生させたガスを供給する導管（前号に掲げるものを除く。）

（特定ガス導管事業に該当しない導管の要件）

第四条 法第二条第七項の経済産業省令で定める要件に該当する導管は、次に掲げる導管とする。

- 一 メタン以外の成分を主成分とするガスを供給する導管
- 二 メタンを主成分とするガス（十二A及び十三Aのガスグループ以外のガスグループに属するものに限る。）を供給する導管
- 三 メタンを主成分とするガス（十二A及び十三Aのガスグループ以外のガスグループに属するものを除く。）を供給する導管であつて、次のいずれかに該当するもの
 - イ ガスの圧力が〇・五メガパスカル未満の導管
 - ロ 内径が二百ミリメートル以上であり、かつ、ガスの圧力が〇・五メガパスカル以上の導管であつて、製造所等の構外における総延長が二キロメートルを超えないもの
 - ハ 内径が二百ミリメートル未満であり、かつ、ガスの圧力が五メガパスカル以上の導管であつて、製造所等の構外における総延長が二キロメートルを超えないもの
 - ニ 内径が二百ミリメートル未満であり、かつ、ガスの圧力が〇・五メガパスカル以上五メガパスカル未満の導管であつて、製造所等の構外における総延長が十五キロメートルを超えないもの
- 四 基準量に達しない量のガスを供給地点において供給する導管

関連条文（抄）（既設都市ガス導管の利用関連）

▷ ガス事業法

（託送供給約款）

第四十八条 一般ガス導管事業者は、その供給区域における託送供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、託送供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。（以下略）

（託送供給約款）

第七十六条 特定ガス導管事業者は、その供給地点における託送供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、託送供給約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。（以下略）

（熱量等の測定義務）

第九十一条 ガス製造事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その製造するガスの熱量、圧力及び燃焼性を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

▷ ガス事業法施行規則

（託送供給約款において定めるべき事項）

第六十四条 法第四十八条第一項の託送供給約款においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

二 託送供給に関する次に掲げる事項（前号に掲げる事項を除く。）

ハ 託送供給を行うことができるガスの熱量等の範囲、組成その他のガスの受入条件に関する事項

（託送供給約款において定めるべき事項）

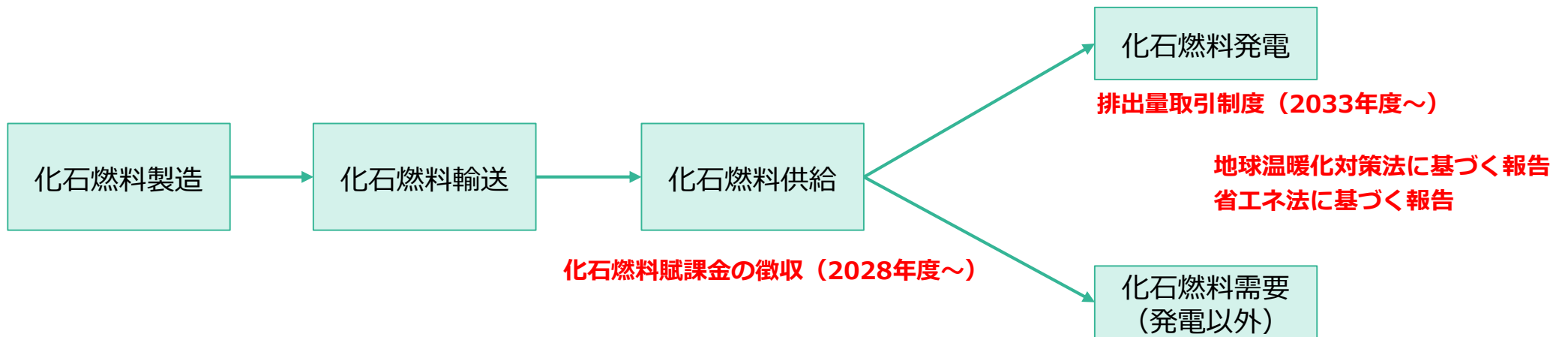
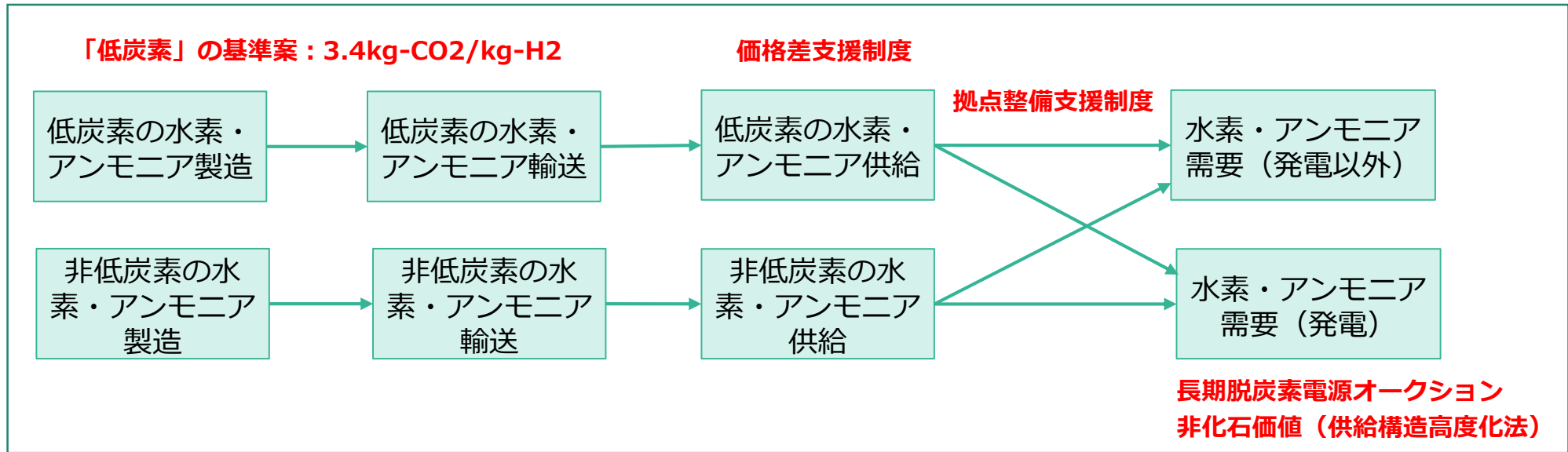
第一百八条 法第七十六条第一項の託送供給約款においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

二 託送供給に関する次に掲げる事項（前号に掲げる事項を除く。）

ハ 託送供給を行うことができるガスの熱量等の範囲、組成その他のガスの受入条件に関する事項

水素・アンモニアの利活用促進に向けた主な法制度 (検討中のものを含む)

保安制度に関する検討





西村あさひ法律事務所・外国法共同事業

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel 03 6250 6200